

令和5年度

定期監査等結果報告書

伊賀南部環境衛生組合監査委員

伊南環監第18号
令和5年12月25日

伊賀南部環境衛生組合
管 理 者 様
議 会 議 長 様
公平委員会委員長 様

伊賀南部環境衛生組合
監査委員 竹内 禎高
同 福岡 正康

令和5年度定期監査等の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査等を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査（定期監査）
地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく監査（行政監査）

2. 監査実施日

令和 5 年 11 月 6 日

3. 監査の対象年度

令和 4 年度(10 月～3 月)、令和 5 年度（4 月～9 月）

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するため、関係帳簿を調査し、対面監査においては、あらかじめ求めた監査調書に基づき所属長の説明を聴取する方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。

なお、当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

〔定期監査〕

- 随意契約範囲内での支払いが散見される。発注に際しては、一括発注できるものはまとめて発注するなど、安易な 1 者での随意契約は慎み、競争の機会が損なわれることのないよう注意されたい。
- 懸案となっていた操業延長が令和 16 年 3 月までに決定されたことから、早期に適切な延命化事業計画を策定し、安定した施設運営に努められたい。
- 伊賀南部浄化センターの機能移転に伴う施設の停止・解体に向けては着実に進められたい。
- 地域振興交付金については、会計規則に基づいた手順により処理をされたい。

- 支払遅延防止法に基づき支払いが遅れることのないよう徹底されたい

- クリーンセンター計量窓口において、収入金額の集計額と現金が合わない事例が見受けられた。過大収入された現金は、「公金取扱マニュアル」に基づいて原因追及及び処理が行われているが、現金を取り扱うことの重要性を再認識し、複数人での現金チェックの徹底等により、再発防止を図られたい。

〔行政監査〕

- 時間外勤務命令の上限の設定を超えている所属においては、時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務のある所属においては、勤務時間の弾力的運用を活用するなど職員の健康管理に努めながら、組織体制及び業務のあり方を見直されたい。

該当要件：令和4年10月～令和5年9月に月45時間あるいは総時間が360時間を超えている職員が一人でもいる所属

該当室：総務室、業務室